



清水けんいち 市政レポート

政策討議資料
第27号
2014年7月

【ご挨拶】

皆様の、日頃からのご支援ご協力に、心より感謝申し上げます。市議会議員として、日々、市民生活向上のため、深谷市発展のため精進しております。日頃の議員活動や市政状況を、市民皆様にご報告し開かれた政治を実現して参ります。これからも、ご意見やご要望を聞かせていただき「住みやすく・暮らしやすく・子育てしやすい街・深谷」の実現に向け、活動して参りますので、変らぬご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

【議会報告】

深谷市議会 平成26年度 第2回定例会6月議会が終了しました。

主な議案

- ・ 税条例の一部を改正する条例（可決）
 - ・ 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（可決）
 - ・ 火災予防条例の一部を改正する条例（可決）
 - ・ 渋沢栄一記念館条例の一部を改正する条例（可決）
 - ・ 財産の無償貸し付けについて（可決）
 - ・ 平成26年度一般会計補正予算（第3号）（可決）
- （他、市長提出議案2件・議員提出議案4件）

《ここに注目パート1》“大雪被害財政負担が約30億円！”

本年2月に発生しました大雪による農業被害に対して、ビニールハウスの撤去及び再建費用の市財政負担が発表されました。その額は約35億円で、その内、撤去費の8割、再建費用の7割を国が来年度に特別交付税措置を行うことになっているのですが、その交付税措置が満額至急されれば、市の負担は約10億円、例年通りの割合による交付の場合は約30億円の負担となります。
※特別交付税額は来年3月に発表されます。



▲再建中のハウス

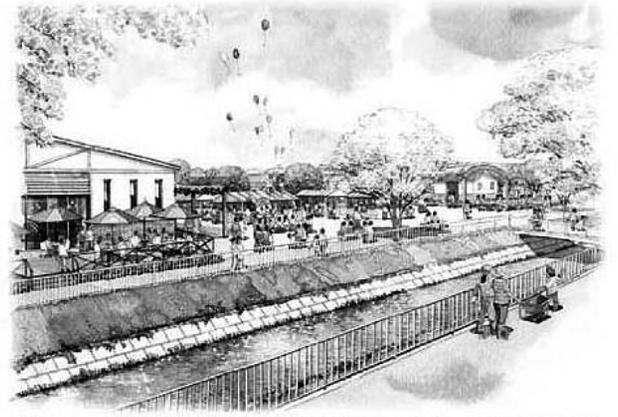
《ここに注目パート2》“市役所本庁舎の建替え！”

耐震診断の結果、危険という結果が出ている「本庁舎」ですが、議員と市執行部による検討委員会が平成24年度に開催され、私も委員として参加してきましたが、耐震補強工事をした場合の費用、新築した場合の費用などを検討した結果、現庁舎を残したまま南

側に新築し、合併特例債（7割が国庫補助）が活用できる平成32年度までに完成させ、新庁舎完成後に旧庁舎を解体する。また、点在している教育庁舎や第2庁舎などを集約し、市民の利便性向上に努める。ということが決まりました。そして、平成25年度には「市民会議」が開催され、そこにも議員代表として参加させていただき、検討の結果、同様の提言書を市長に提出させていただきました。その結果、市が本年9月までに「新庁舎建設基本指針」を議会に提出し、年度内に決定するという方針が出されました。

《ここに注目パート3》“アウトレットモールの誘致”

花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトとして進められています「アウトレットモールの誘致」ですが、第1関門であります秩父線への新駅設置申請が秩父鉄道から国交省に提出されました。この認可が降り、新駅が設置されれば事業が一気に進むこととなります。



▲花園アウトレット構想図。平成30年オープンを目指している。



清水の私見

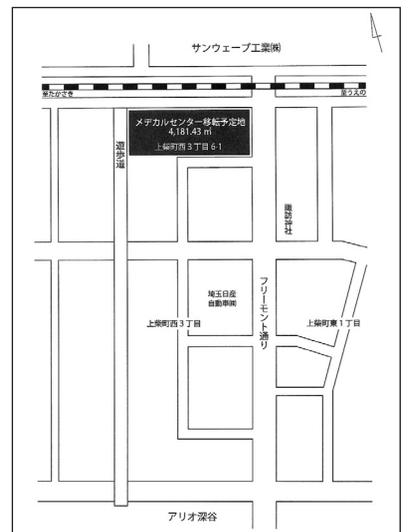
大雪被害は、市の財政には厳しいものとなりましたが、全国的に有名な「深谷の農業を守る」という意味では最善の策が取れたのではと思っております。そして、この負担があったから「市役所本庁舎の建替え」を見送るべきだという考え方もありますが、合併特例債が活用できる期限中にやらないと、全額市費負担となる現実を考えた場合、将来に負担を残すことはできませんので平成32年度の完成に向けて動くべきと思います。また、アウトレットモールの誘致は、あくまで手段であり、目的は雇用の確保と税収入を含めた地域経済の活性化であると認識しております。将来の深谷を見据えた施策が横道にそれないように、これからもしっかりと提言させていただきます。

ご報告

6月議会の議員全員協議会にて「深谷市総合健診センター（こども夜間診療所・休日急患診療所）」および「深谷市・大里郡医師会メヂカルセンター」の今後の方針について発表され、下記の前定地に移転するとの報告がありました。上柴地区は、深谷日赤病院や東都医療大学があり、大学では平成28年に栄養学部も開設されます。今後益々、深谷市の医療施設集積地になることでしょう。



▲総合健診センター移転先



▲深谷市・大里郡医師会メヂカルセンター移転先

6月19日 清水健一の 一般質問と答弁(要約)



「弧に徹し、衆と和す」

リーダーは、確固たる信念を持ち、決断に際しては一人で徹底的に考え抜かなければならない。しかし、同時に周囲との和を保つ心を、持ち合わせていなければならない。肝に銘じて精進してまいります。議席番号15番・清水健一、発言通告書に基づき質問に入ります。

質問1 周年記念事業について

市制施行と合併記念事業について伺いますが、深谷市は、今から59年前、昭和30年1月1日に大里郡深谷町、明戸村、幡羅村、大寄村、藤沢村が合併し市制を施行し、埼玉県で18番目の市となりました。その後、昭和48年に豊里村を編入し、平成18年1月1日に、深谷市、岡部町、川本町、花園町が合併し現在に至っております。来年1月1日が市制施行60周年であり、再来年1月1日が合併10周年となりますが、どちらの周年事業を、どの様な目的で行うのか考えを聞かせて下さい。

答弁 平成28年1月1日に合併10年という節目の日を迎えるにあたり、同日を含む平成27年度に「深谷市誕生10周年記念事業」を市民と共に祝う重要なイベントとして実施したいと考えています。

再質問 周年記念事業に向けて、青年会議所を中心とした各種団体から「市歌制定」を求める請願が出され、議会が全会一致で採択しているが、市歌制定を行うのかお示し下さい。

再答弁 平成27年度の制定に向けて準備を進めております。

質問2 都市計画税について

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるためとして、昭和31年に創設された市町村の目的税であります。そして課税するか否か、或いは税率水準をどの程度にするかについて0.3%という最高税率は定められているものの、市町村の自主判断に委ねられている税金です。また、その用途については、目的に要する費用に充てるものとされています。そこで質問します。これまでの経緯と課税状況について伺います。

答弁 深谷市では、市街化区域及び用途地域において課税しており、最近20年の税率ですが、旧深谷市においては平成10年度までは0.3%、平成11年度以降は0.15%としております。また、合併前の3町では課税されておりましたが、合併協議により、旧岡部町、旧川本町の市街化区域及び旧花園町の用途地域に平成18年度は0.05%、19年度に0.1%、20年度に0.15%と課税し現在に至っており、課税による収入は約5億2千万円前後となっております。

再質問 市街化区域と用途地域に課税しているとの説明ですので再質問しますが、市街化区域とは、既に市街地を形成している区域と、今後概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされていますが、10年が過ぎても下水道整備や道路整備などの都市計画事業がいつになるか示されていない地域があり、事業費を見ましても、総額16億円に対し、約5億2千万円、充当率30%という状況で不足分は地方債や一般会計から拠出されていますが、見直しを考えているのか質問します。

再答弁 整備計画の進捗状況や市の財政状況を踏まえながら、全

庁的に見直し検討をしていきます。

清水の私見



都市計画税が0.15%というのは、埼玉県内でも3番目に安い税率となっておりますが、何らかの理由で整備が進まない状況にあるならば見直して当然であると考えます。また、目的税という性質から地方税制審査会からの指示があるように、何にどれだけ使われ、或いは使おうとしているのかを納税者である市民に説明する責任が市にはあります。厳しい財政状況であればなおさら説明責任を果たし、納得して納税していただくべきと考えての質問でした。

都市計画税の課税

① 納税義務者 課税対象となる土地又は家屋の所有者
(土地:2,014万人、家屋:2,483万人(平成21年度))
※ 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる。

② 課税対象資産 下表の課税区域に所在する土地及び家屋
(土地:4,134万筆、家屋:3,025万棟(平成21年度))

【都市計画税の課税区域】 ※全国の状況です

都市計画区域		非線引きの区域
線引き(※1)が行われている区域		
市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域
全域	条例で定める区域 市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することの均衡を著しく失すと認められる特別の事情がある場合	

※1線引きとは、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること(都市計画法第7条第1項)

③ 税額の算出 土地又は家屋の価格(※2)×税率
(※2) 固定資産税の課税標準となるべき価格である。

④ 税率 0.3%を限度(制限税率)として、市町村の条例で定める。

都市計画税(宅地)の税額算定の流れ(イメージ)

評価額 → 課税標準額 × 税率 = 税額

固定資産評価基準により算出
地価公示価格等の7割を目途として評価(平成6年度から)

※ 3年ごとに評価替えを行い、それ以外の年度は原則据置き。
※ 地価が下落している場合には、評価替え年度以外の年度でも評価額を下落修正。

○ 政策的な特例措置
課税標準額の算定にあたり、様々な特例措置が講じられている。
<主な例>
小規模住宅用地: 1/3
一般住宅用地: 2/3

○ 負担調整措置
納税者の負担感に配慮し、評価額に対し税負担が低かった土地や、評価額が急激に上昇した土地の場合にも、税負担はゆるやかに上昇させるため課税標準額を調整する措置が講じられている。

制限税率 0.3%

現在、深谷市の税率は0.15%です

清水の「ちょっといい話」



またまた、国の補助金採択を受けました！
一つ目は、ふかや市商工会及び深谷商工会議所が中心となり申請しました「小規模事業者持続化補助金」ですが、これは中小企業庁所管で、小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3、最高50万円を補助するというものです。この採択件数が「ふかや市商工会」が埼玉県内第1位となりました。**採択件数40件、採択総金額2,000万円です。**
二つ目は、「地域内資金循環等新事業開発検討事業補助金」が採択されました。これは、岡部地区若手商工業者が共同で地域経済活性化のため、新たな経営体系を研究するための補助金で200万円が補助されます。これらの補助金申請並びに採択へ向けての活動は、商工会・商工会議所職員並びに関係各位のご努力、そして「小泉龍司衆議院議員」のご支援があり実を結ぶことができました。紙面をお借りして深く感謝御礼を申し上げます。

清水健一連絡先

〒369-1246 深谷市小前田2406-8
TEL 048-584-0717



プロフィール
昭和36年1月27日生まれ(52才)
家族構成 父、妻、長男、長男妻、長女、次女、孫(8人家族)
○ 埼玉県立熊谷工業高校 卒業
○ 社団法人深谷青年会議所 第35代理事長
○ 深谷市PTA連合会 会長
○ 深谷市立花園小学校 PTA会長
○ 深谷市立花園中学校 PTA会長
○ 埼玉県立深谷高校 PTA会長
○ ふかや市商工会 理事
○ 深谷市議会 副議長

このレポートは旧花園地域には折込により全戸配布しており、他の地域の皆様には年2回郵送させていただいております。郵送希望の方を紹介していただければ郵送させていただきますのでFAXやメールでは非、御紹介して下さい。

FAX 048-584-0396
ホームページ: <http://www.shimizu-kenichi.jp> (ブログ公開中)
E-mail: info@shimizu-kenichi.jp